

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成29年6月15日(2017.6.15)

【公開番号】特開2015-216867(P2015-216867A)

【公開日】平成27年12月7日(2015.12.7)

【年通号数】公開・登録公報2015-076

【出願番号】特願2014-101952(P2014-101952)

【国際特許分類】

A 01K 89/015 (2006.01)

【F I】

A 01K 89/015 B

A 01K 89/015 F

【手続補正書】

【提出日】平成29年4月25日(2017.4.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

釣糸を前方に繰り出す両軸受リールであって、  
 回転軸の周りにおいて回転するように構成されたスプールと、  
 前記スプールを回転するように構成されたハンドルと、  
 前記ハンドルと前記スプールとを連結又は遮断するように構成されたクラッチ機構と、  
 前記回転軸の軸方向において前記スプールの第1側に配置される第1側板と、  
 前記軸方向において前記スプールの第2側に配置される第2側板と、  
 前記第1側板と前記第2側板との間に沿って前記軸方向に沿って延びる本体部、及び前記軸方向に沿って延び前記本体部よりも前記回転軸の近くに配置される第1側端部、を有し、前記クラッチ機構を操作するように構成されたクラッチ操作部材と、  
 を備え、

前記第1側板は、前記第1側端部を摺動可能に支持する第1ガイド溝を有し、

前記第2側板は、前記本体部を摺動可能に支持する第2ガイド溝を有する、  
 両軸受リール。

【請求項2】

前記クラッチ操作部は、前記本体部と前記第1側端部との間に配置された段差部をさらに有する、

請求項1に記載の両軸受リール。

【請求項3】

前記第1側板は、第1側板本体部と、前記第1側板本体部に固定され前記第1ガイド溝を有する第1支持部と、を有する、

請求項1又は2に記載の両軸受リール。

【請求項4】

前記第2側板は、第2側板本体部と、前記第2側板本体部に固定され前記第2ガイド溝を有する第2支持部と、を有する、

請求項1から3のいずれかに記載の両軸受リール。

【請求項5】

前記第1側端部の幅は、前記本体部の幅よりも小さい、

請求項 1 から 4 のいずれかに記載の両軸受リール。

【請求項 6】

前記第 1 ガイド溝及び前記第 2 ガイド溝の少なくとも一方は、前記回転軸を中心とした円弧状である。

請求項 1 から 5 のいずれかに記載の両軸受リール。

【請求項 7】

前記第 1 及び前記第 2 ガイド溝は、前記回転軸を中心とした円弧状であり、

前記第 1 ガイド溝の半径は、前記第 2 ガイド溝の半径よりも小さい、

請求項 1 から 5 のいずれかに記載の両軸受リール。

【請求項 8】

前記第 1 ガイド溝の長さは、前記第 2 ガイド溝の長さよりも短い、

請求項 7 に記載の両軸受リール。

【請求項 9】

前記第 1 ガイド溝及び前記第 2 ガイド溝の少なくとも一方は、直線状に延びる、

請求項 1 から 5 のいずれかに記載の両軸受リール。

【請求項 10】

前記第 1 及び第 2 側板は、側面視が円形であり、

前記第 1 側板の半径は、前記第 2 側板の半径よりも小さい、

請求項 1 から 9 のいずれかに記載の両軸受リール。

【請求項 11】

前記第 1 ガイド溝の幅は、前記第 2 ガイド溝の幅よりも小さい、

請求項 1 から 10 のいずれかに記載の両軸受リール。

【請求項 12】

前記第 1 ガイド溝は、前記第 1 側板の外周部に配置され、

前記第 2 ガイド溝は、前記第 2 側板の外周部に配置される、

請求項 1 から 11 のいずれかに記載の両軸受リール。

【請求項 13】

前記本体部及び第 1 側端部は、前記スプールの後方に位置する、

請求項 1 から 12 のいずれかに記載の両軸受リール。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 4 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 4 4】

クラッチ操作部材 5 は、クラッチ機構 4 を操作するように構成されている。詳細には、図 8 に示すように、クラッチ操作部材 5 は、クラッチプレート 5 1 を有している。また、クラッチ操作部材 5 は、クラッチカム 5 2 と、押さえ板 5 3 と、クラッチヨーク 5 4 と、カバー部材 5 6 と、をさらに備えている。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 5 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 5 9】

リターン部材 5 5 は、クラッチカム 5 2 の突出部 5 2 b に搖動可能に装着されている。リターン部材 5 5 は爪部を有している。爪部は、駆動軸 6 1 と一体的に回転するラチェットホイール（図示省略）の外周部に当接している。リターン部材 5 5 は、トグルばね 5 5

aにより揺動方向の両方向に振り分けて付勢されている。ラケットホイールの回転によって、リターン部材55の爪部が押圧されることによって、クラッチカム52が軸方向の第1側へと移動させられる。すなわち、クラッチカム52は、クラッチオフ位置からクラッチオン位置へと戻される。